

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規則

○北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

(漁業管理課)

八七

告示

○鉛散弾規制地域の設定

(自然環境課)

八七

○休猟区の設定

(自然環境課)

八八

○銃猟禁止区域の設定

(自然環境課)

八九

○銃猟禁止区域の廃止

(自然環境課)

九二

○道営土地改良事業変更計画の決定

(土地改良指導課)

九二

○土地改良事業の施行の同意の一部改正

(土地改良指導課)

九二

○一般競争入札(物品の賃借)の実施

(農産園芸課)

九二

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課)

九三

○道路の区域の変更(二件)

(道路整備課)

九四

○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)

(道路整備課)

九五

○公有水面の埋立ての免許

(河川課)

九五

○特定調達契約に係る落札者等の公示

(公園下水道課)

九六

○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知

(建築指導課)

九六

公表

○知事表彰の受賞者

(人事課)

九七

支庁告示

○建築基準法による公開の意見の聴取の実施

九七

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了

九七

道札幌土木現業所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(二件)

九七

公布された規則のあらまし

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則(規則第百六号)

趣旨

肉食性の強い外来魚であるブラックバス及びブルーギルの生息域が拡大している状

況にかんがみ、本道在来の水産動物の保護に必要な改正を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 ブラックバス及びブルーギルについて、内水面への移植を禁止することとした(第二十四条の三関係)。

2 その他規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、平成十三年十月一日から施行することとした。

規則

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十三年九月二十五日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第百六号

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道内水面漁業調整規則(昭和三十九年北海道規則第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(移植の禁止)

第二十四条の三 次に掲げる魚種(卵を含む。)を内水面に移植してはならない。

一 ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)

二 ブルーギル

第二十五条第一項中「、前条に規定する禁止区域又は保護水面内」を「又は第二十四条第一項若しくは第二項に規定する禁止区域若しくは保護水面内」に、「若しくは岩石」を、「又は岩石」に改める。

第三十条第一項第一号中「第二十四条の二」の下に、「第二十四条の三」を加える。

附則

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

告示

北海道告示第1614号

農林水産省告示第二二四号(大正七年法律第32号)第1条ノ5第5項の規定により、次

のとおり猟法を制限し、平成13年10月1日から施行する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成13年9月25日

北海道知事 堀 達 也

次の区域において、鉛散弾を使用する鳥獣の捕獲を禁止する。

1 名 称 サロウ湖鉛散弾規制地域
2 区 域 常呂郡常呂町岐阜に所在する国道238号と道道サロウ湖公園圏線との交点

を起点とし、この点から同国道を南西に進み常呂町と常呂郡佐呂間町との境界との交点に至り、この点から同境界を北西に進みサロウ湖の汀線との交点に至り、この点から汀線を南西に進み佐呂間別川右岸との交点に至り、この点から同川を上流に進み国道238号との交点に至り、この点から同国道を西に進み道道キムアネツヅ岬浜佐呂間線との交点に至り、この点から同道道を湖沿いに北西に進み常呂郡佐呂間町幌岩に所在する町道幌岩二線との交点に至り、この点から同道道を北東に進みアネツヅナイ川左岸との交点に至り、この点から同川を北東に進み同川左岸河口と汀線との交点に至り、この点から汀線を北に進みキムアネツヅ崎を周回し佐呂間町と紋別郡湧別町との境界との交点に至り、この点から汀線を北西に進み千鳥ヶ浜を周回し常呂町に所在するサロウ湖第1湖口左岸とオホーツク海との交点に至り、この点から見通し線を東に進み同海とサロウ湖第1湖口右岸との交点に至り、この点から汀線を南に進み300メートル進んだ地点に至り、この点から汀線を東に進み国有林網走中部森林管理署事業区299林班と常呂町に所在する一般民有林網走東部森林計画区1林班79小班との境界を見通した延長線との交点に至り、この点から同延長線と同国有林299林班と同一一般民有林1林班79小班との境界を南に進み道道サロウ湖公園圏線との交点に至り、この点から同道道を西に進み同道道と同国有林297林班との交点に至り、この点から同国有林297林班とライトコロ川河川敷地との境界を北に進み200メートル進んだ地点に至り、この点から同境界を南西に進み道道サロウ湖公園圏線との交点に至り、この点から同道道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

て縦覧に供する。

平成13年9月25日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 名 称 木古内東部休猟区
(2) 区 域 上磯郡木古内町の木古内川左岸河口を起点とし、この点から同川左岸

を西に進み道道江差木古内線との交点に至り、この点から同道道を北に進み道道中野木古内停車場線との交点に至り、この点から道道中野木古内停車場線を西に進み団体営農道との交点に至り、この点から同道道を北に進み中野橋に至り、この点から同道道を北に進み林道中野湯ノ沢線との交点に至り、この点から同林道を北に進み中野林道との交点に至り、この点から林道中野湯ノ沢線を南東に進み同林道東枝支線との交点に至り、この点から同林道東枝支線を北東に進み国有林檜山森林管理署木古内事務所45林班と46林班との境界線に至り、この点から同林道を北東に進み木古内町と上磯郡上磯町との境界線との交点に至り、この点から同境界を東に進みなぎさ線との交点に至り、この点から同なぎさ線を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

平成13年10月1日から平成16年9月30日まで

(3) 存続期間
2(1) 名 称 今金南部休猟区
(2) 区 域 瀬棚郡今金町の区域のうち、一般国道230号以南の区域
(3) 存続期間 平成13年10月1日から平成15年9月30日まで

3(1) 名 称 古平休猟区
(2) 区 域 古平郡古平町の区域
(3) 存続期間 平成13年10月1日から平成16年9月30日まで

4(1) 名 称 新十津川休猟区
(2) 区 域 樺戸郡新十津川町の区域
(3) 存続期間 平成13年10月1日から平成15年9月30日まで

5(1) 名 称 増毛南部休猟区
(2) 区 域

増毛郡増毛町字大別刈に所在する暑寒別天売焼尻国定公園の公園界となぎさ線との交点を起点とし、この点から同公園界を南東に進み同町と雨竜郡北竜町との交点に至り、この点から増毛町と北竜町との境界線を西に進み雨竜郡雨竜町との交点に至り、この点から増毛町と雨竜町との

北海道告示第1615号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第9条の規定により、次のとおり休猟区を設定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置く

(3)	存続期間	境界線を南に進み樺戸郡新十津川町との交点に至り、この点から増毛町と新十津川町との境界線を南西に進み浜益郡浜益村との交点に至り、この点から増毛町と浜益村との境界線を北西に進みなぎさ線との交点に至り、この点からなぎさ線を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域 平成13年10月1日から平成16年9月30日まで
	6(1) 名 称	苫前南部休猟区
	(2) 区 域	苫前郡苫前町に所在する国道232号と国道239号との交点を起点とし、この点から国道239号を東に進み道道霧立小平線との交点に至り、この点から同道道を南に進み苫前町と留萌郡小平町との境界線との交点に至り、この点から同境界線を北西に進み国道232号との交点に至り、この点から同国道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域 平成13年10月1日から平成16年9月30日まで
(3)	存続期間	宗谷郡猿払村に所在する国有林宗谷森林管理署1019林班と1023林班の林班界と国有林界との交点を起点とし、この点から見通し線を北に進み道道稚内浜魂志別港線との交点に至り、この点から同道道を北東に進み同国有林界との交点に至り、この点から同国有林界を北に進み猿払村と稚内市の境界線との交点に至り、この点から同境界線を西に進み増幌山（標高238m）山頂に至り、この点から同境界線を南に進み同境界線と天塩郡豊富町との交点に至り、この点から猿払村と同町との境界線を南に進み道道豊富浜頓別線との交点に至り、この点から同道道を東に進み同国有林界との交点に至り、この点から同国有林界を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域 平成13年10月1日から平成16年9月30日まで
	7(1) 名 称	猿払西部休猟区
	(2) 区 域	
(3)	存続期間	洞爺休猟区
	8(1) 名 称	虻田郡洞爺村の区域。ただし、洞爺湖及び洞爺湖中島の区域を除く。
	(2) 区 域	平成13年10月1日から平成15年9月30日まで
(3)	存続期間	苫小牧休猟区
	9(1) 名 称	苫小牧市に所在する国有林の区域。ただし、国有林胆振東部森林管理署3186林班を除く。
	(2) 区 域	

(3)	存続期間	平成13年10月1日から平成15年9月30日まで
北海道告示第1616号		
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条の規定により、次のとおり銃		
猟禁止区域を設定した。		
その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。		
平成13年9月25日		
北海道知事 堀 達 也		
1(1)	名 称	千歳湖銃猟禁止区域
(2)	区 域	千歳市美々758番2、3、6、13、21、26、59、758番70の地番界の南東端と758番62の地番界の北東端を結ぶ線から北西側に所在する河川敷地、758番60及び758番61の一部の区域
(3)	存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
樞法華銃猟禁止区域		
2(1)	名 称	亀田郡樞法華村に所在する国道278号矢尻川橋と矢尻川左岸（河川敷を含む。）との交点を起点とし、この点から同川左岸を上流に進み一般民有林渡島檜山森林計画区樞法華村7林班103小班と198小班との境界線に至り、この点から同境界線を南東に進み樞法華村道矢尻3号線との交点に至り、この点から同村道を東に進み村道浜町4号線との交点に至り、この点から村道浜町4号線を南に進み国道278号との交点に至り、この点から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域
(2)	区 域	
(3)	存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
重内銃猟禁止区域		
3(1)	名 称	上磯郡知内町に所在する国道228号（道路敷を除く。）と道道湯の里渡島知内停車場線（道路敷を除く。）との交点を起点とし、この点から同国道を南に進み知内町道知内川沿線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同町道を西に進み町道元町中の川線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から町道元町中の川線を北に進み道道湯の里渡島知内停車場線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同道道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域
(2)	区 域	
(3)	存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで

号000第

報 公 道 海 北

4(1) (2)	名 称 区域	砂川銃猟禁止区域 砂川市豊沼町57番1から3まで、58番、59番1から3まで、60番、61番1及び2、62番1から3まで、63番、64番1から4まで、65番1から3まで、66番から69番まで、70番1及び3、71番1、72番、339番1から3まで及び無番並びに同市西豊沼211番1及び212番並びに空知郡奈井江町字奈井江435番地1及び2、437番地、438番地1、440番地及び440番地2の区域
	(3) 存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
5(1) (2)	名 称 区域	野花南湖銃猟禁止区域 芦別市に所在する空知川のうち、市道野花南天狗の鼻線の終点を延長し空知川の左岸に至り、同所から空知川の右岸天狗の沢を見通して結んだ線から下流の新野花南ダムまでの水面（野花南湖）の区域
	(3) 存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
6(1) (2)	名 称 区域	丹羽沼・鶴田沼銃猟禁止区域 雨竜郡雨竜町に所在する丹羽の沼河川敷地及び水面並びに隣接する同町字伏古47番55、並びに同町に所在する鶴田の沼河川敷地及び水面並びに隣接する同町字尾白利加94番150、160、161及び170の区域
	(3) 存続期間	平成13年10月1日から平成18年9月30日まで
7(1) (2)	名 称 区域	室蘭銃猟禁止区域 室蘭市に所在する国道36号と国道37号との交点を起点とし、この点から同36号を北東に進み室蘭市と登別市の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南東に進みなぎさ線との交点に至り、この点からなぎさ線を西に進み絵鞆半島の西端に至り、この点から北西に海面を見通して恵比須島の西端に至り、この点から北に海面を見通して大黒島と南外防波堤との交点に至り、この点から同防波堤を北西に進み同防波堤の先端に至り、この点から北に海面を見通して北外防波堤の先端に至り、この点から同防波堤となぎさ線との交点に至り、この点から同境界線を東に進み国道37号との交点に至り、この点から同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域。ただし、測量山緑地（絵鞆町2丁目371番地の1、4及び5、同3丁目371番地の3、増市町1丁目258番地の7から9まで、23及び31、小橋内町2丁目258番地の23、清水町1丁目47番地の1から3まで、同2丁目47番地の1及び2）の区域と、室蘭市母恋南町3丁目73番地の6の北端を起点とし、この点から同地番の東側境界線を南東に進みなぎさ線との交点に至り、この点からなぎさ線を北東に進み同4丁目80番地の西端に至り、この点から同番地の西側境界線を北東に進み同1丁目74番地の1との交点に至り、この点から同番地の西側境界線を境界線上に北西に進み、更に同5丁目76番地の1、同5丁目76番地の2、同5丁目73番地の50、同3丁目73番地の1、同3丁目73番地の6の境界線を順次進み起点に至る線に囲まれた区域を除く。
	(3) 存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで

び5、266番地の5、267番地の3及び8から10まで、361番地の2、362番地の1、393番地の2、401番地の1、402番地の1から3まで、403番地の1及び4、404番地の1、405番地、406番地の1、407番地から410番地まで、467番地の1から3まで及び7、468番地の1から3まで、469番地の1、470番地、471番地、516番地の1、535番地の1、585番地の2、599番地の3、600番地の2、601番地の2、602番地の3、615番地の2、620番地の4、633番地の2、634番地の3、635番地の1、636番地の1、639番地の1、640番地の5及び6、641番地の2、642番地の1及び5、643番地の2、646番地の1、647番地の3、677番地の1、679番地の2、682番地の2、683番地の2、684番地の3、693番地の1、695番地から697番地まで、703番地の1、704番地、705番地、707番地の1、708番地の1及び3、709番地から714番地まで、715番地の1及び2、716番地、717番地、719番地から721番地まで、722番地の1、724番地、726番地、728番地、730番地の1から5まで、731番地、732番地の1、733番地の2及び4、734番地から740番地まで、741番地の2、744番地の2、749番地、750番地、751番地の1及び3、752番地の1、753番地の1、754番地の1、755番地、757番地、765番地から769番地まで、770番地の1、771番地、772番地、773番地の1、781番地から783番地まで、784番地の1及び2、785番地の1、790番地、792番地から797番地まで、799番地、801番地、802番地、804番地の1、805番地の1、807番地、811番地から815番地まで、818番地、820番地から823番地まで、825番地の1、826番地、827番地、841番地の1及び3、842番地の1から11まで及び843番地から849番地まで、並びに同町字上厚真324番地の1、3から5まで、7、10、16、17及び22、326番地の5及び9、338番地の2から4まで及び10、339番地、340番地の1から10まで、12から15まで、17及び18、341番地の1、6、8及び11から13まで、344番地の1及び8、345番地の2、346番地の2及び8、347番地の7、9から12まで及び14、348番地の7、431番地の2及び432番地、並びに同町字浜厚真5番地の2、3及び6から10まで、6番地の1及び5、8番地の1及び2、9番地の1及び2、11番地の1から9まで、12番地の1から4まで、13番地の1から3まで、14番地、15番地の1から7まで、16番地の1から5まで、17番地の1及び3から13まで、18番地の1から6まで、19番地の1から3まで、20番地から22番地まで、23番地の2、25番地の1から6まで、26番地、27番地の2から7まで、28番地から30番地まで、33番地の1、34番地の1から5まで、12及び13、35番地の1から5まで、36番地、

(3) 存続期間

9(1) 名 称
(2) 区 域

38番地の1及び2、39番地の2から4まで、55番地の2、56番地の1、192番地の1から5まで、193番地、194番地の1から3まで、195番地の1及び2、210番地の1から3まで、211番地の1から6まで、212番地、213番地、214番地の1から4まで、215番地の1及び3から47まで、216番地から219番地まで、220番地の1及び2、221番地、223番地から225番地まで、226番地の1及び2、227番地、228番地の1及び3から21まで、230番地、231番地の1及び2、232番地から237番地まで、238番地の2及び3、239番地の2、240番地の2、242番地の2、243番地から245番地まで、246番地の3及び4、249番地の2、251番地の1及び6、570番地から572番地まで、573番地の1から3まで、575番地、599番地から610番地まで、611番地の1及び2、612番地、613番地、615番地から618番地まで、619番地の1及び2、620番地から626番地まで、627番地の1及び2、628番地、629番地の1及び2、631番地、633番地、634番地の1及び2、636番地、641番地の1、645番地及び646番地の区域
平成13年10月1日から平成23年9月30日まで

苫東柏原銃猟禁止区域

苫小牧市字柏原1番地の4、7、8及び10から13まで、5番地の11、6番地の24、31、34、38、45から48まで、53から70まで、72から74まで、76から80まで、83、85から89まで、91、92、96、97、101から103まで、105から108まで、110、112、114、116から118まで、120から130まで、132から139まで、142、144から160まで、167、168、170、175、178、179、182、183、186、187、190、193から226まで、228、229、235から248まで、250から299まで、301から344まで、351、355から368まで、376から381まで、384から389まで、393、394及び396から398まで、16番地の1及び7、17番地の10、11及び14から20まで、18番地の1、8、22、29及び40、22番地の36、39及び78、26番地の78、31番地の1から12まで及び14から18まで、32番地の4から24まで及び27から39まで、36番地の52及び53、38番地の5、39番地の1、41番地の1及び7、44番地の14、16及び20、49番地の16、39から43まで、49、53、54、60から68まで、83から85まで、91、93、94、96及び97、68番地の3、69番地の31、73番地の1、111番地の2及び4、115番地の7、116番地の3、181番地の8、183番地の4、188番地の8から10まで、189番地の3及び4、190番地の2及び3、195番地の2から5まで、7から10まで、13、15、16及び24、196番地の3及び8から10まで、197番地の2及び4、200番地の2、3、

第1300号

報 公 道 海 北

(3)	存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
	10(1) 名 称	波恵ダム銃猟禁止区域
	(2) 区 域	沙流郡門別町豊畑に所在する波恵ダムの水面の区域
(3)	存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
	11(1) 名 称	鶴居幌呂銃猟禁止区域
	(2) 区 域	阿寒郡鶴居村に所在する道道釧路鶴居弟子屈線と村道中雪裡下久著呂線との交点を起点とし、この点から同村道を東に進み村道中雪裡2号線との交点に至り、この点から村道中雪裡2号線を南に進み村道中雪裡下雪裡線との交点に至り、この点から村道中雪裡下雪裡線を南西に進み道道阿寒標茶線との交点に至り、この点から同公道を南西に進み雪裡川との交点に至り、この点から同川左岸を南東に進み幌呂川との合流点に至り、この点から幌呂川右岸を西に進み東7号との交点に至り、この点から同線を南に進み零線との交点に至り、この点から国有地と民有地の境界線を南東に進み東9号との交点に至り、この点から同線を南西に進み南4線との交点に至り、この点から南4線を北西に進み道道釧路鶴居弟子屈線との交点に至り、この点から同公道を北に進み道道阿寒標茶線との交点に至り、この点から道道阿寒標茶線を北西に進み村道幌呂幹線との交点に至り、この点から同村道を北西に進み村道中幌呂下雪裡線との交点に至り、この点から同村道を南東に進み道道釧路鶴居弟子屈線との交点に至り、この点から同公道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域
(3)	存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
	12(1) 名 称	北斗銃猟禁止区域
	(2) 区 域	釧路市北斗2番4、37番、2101番及び2119番から2127番の区域
(3)	存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
	13(1) 名 称	落石銃猟禁止区域
	(2) 区 域	根室市長節と同市昆布盛との字界となぎさ線との交点を起点とし、こ

(3)	存続期間	平成13年10月1日から平成23年9月30日まで
	北海道告示第1617号	平成11年北海道告示第1636号（銃猟禁止区域の設定）で告示したつた森山林銃猟禁止区域は、廃止した。
	北海道告示第1618号	道営土地改良（美成地区一般農道整備（山村基幹））事業の土地改良事業変更計画を定め、その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成13年9月27日から20日間、一般の縦覧に供する。
(3)	存続期間	平成13年9月25日
	北海道告示第1619号	平成13年北海道告示第1556号（土地改良事業の施行の同意）の一部を次のように改正する。
	北海道告示第1620号	次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年9月25日

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量
パソコンコンピュータ2台、プリンタ1台（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成13年11月1日
- (4) 契 約 期 間 平成13年11月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成17年10月31日を限度に当該契約期間を延長すること
が有り得る。
- (5) 納 入 場 所 北海道農政部農産園芸課

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農産園芸課調整係

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎7階大会議室
- (2) 入 札 日 時 平成13年10月12日（金） 午後1時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農産園芸課調整係
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で作交付する。
- 7 郵便又は電報による入札
認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1

月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成13年10月5日
- (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農産園芸課調整係

11 そ の 他

- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道農政部農産園芸課調整係
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 712

- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1621号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年9月25日

- 1 (1) 解除予定保安林の所在 夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
北海道知事 堀 達 也
場所

- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的

(3) 解 除 の 理 由 ダム事業用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）	
2(1) 解除予定保安林の所在 場所	白老郡白老町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定され た目的	水源のかん養
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）
3(1) 解除予定保安林の所在 場所	斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され た目的	風害の防備
(3) 解 除 の 理 由	排水路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月25日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道路	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	区 間					
雨 竜 旭 川 線	士別市温根別町1725番2地先から 士別市温根別町2402番6地先まで	前	11.00mから 18.00mまで	130.66m	—	北海道旭川土木現業所
		前	24.00mから 26.00mまで	130.66m	—	
		後	11.00mから 18.00mまで	130.66m	—	
		後	24.00mから 26.00mまで	130.66m	—	
		後	13.00mから 24.00mまで	147.26m	—	
		前	15.30mから 40.50mまで	324.43m	—	
		後	15.30mから 40.50mまで	324.43m	—	
		後	10.50mから 22.80mまで	323.88m	—	
		前	15.15mから 19.21mまで	842.50m	—	
		同				
美 深 中 頓 別 線	中川郡美深町字仁宇布254 - 1地先から 中川郡美深町字仁宇布255地先まで	前	15.30mから 40.50mまで	324.43m	—	同
上 雨 紛 台 場 線	旭川市神居町富沢215番4地先から 旭川市神居町富沢155番1地先まで	前	15.15mから 19.21mまで	842.50m	—	同

前	15.15mから 21.20mまで
後	15.15mから 19.21mまで
後	19.15mから 24.01mまで

北海道告示第1623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月25日

北海道知事 堀 達 也

- 道路の種類 道道
- 路 線 名 遠別中川線
- 道路の区域

変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
前	224.28mから 276.07mまで	325.60m	—
後	224.28mから 293.98mまで	325.60m	—

北海道告示第1624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月25日

北海道知事 堀 達 也

- 道路の種類 道道
- 路 線 名 雨竜旭川線
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
士別市温根別町2518番2地 先から士別市温根別町2803 番1地先まで	前	14.00mから 42.50mまで	3,335.00m	—
	前	20.50mから 46.00mまで	3,408.53m	—
	後	20.50mから 46.50mまで	3,408.53m	—

北海道告示第1625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月25日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道道	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
2 路 線 名	豊似広尾線	前	10.90mから 14.54mまで	1,388.50m	—
3 道路の区域		後	10.90mから 22.00mまで	1,388.50m	—
区 間	広尾郡広尾町字野塚8線 103番3地先から広尾郡広 尾町字野塚8線118番地先 まで				

北海道告示第1626号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面

の埋立てを免許した。

平成13年 9月25日

北海道知事 堀 達 也

1 免許の年月日 平成13年 9月25日

2 免許を受けた者

(1) 氏名又は名称 北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

3 埋 立 区 域

(1) 位 置 常呂郡佐呂間町字浜佐呂間805 - 5 番地先の公有水面

(2) 区 域 次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線によって囲まれた区域

漁港基準点基 2 (北緯44度05分23秒 東経143度55分53秒)

①の地点 漁港基準点基 2 から方向角312度09分16秒の方向28.80mの地点

②の地点 ①の地点から方向角308度31分34秒の方向2.01mの地点

③の地点 ②の地点から方向角38度35分44秒の方向59.78mの地点

④の地点 ③の地点から方向角128度33分25秒の方向17.39mの地点

⑤の地点 ④の地点から方向角218度22分45秒の方向1.59mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角309度15分58秒の方向15.50mの地点

(3) 面 積 139.88㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置 常呂郡佐呂間町字浜佐呂間805 - 5 番地先の公有水面

(2) 区 域 次のS①の地点からS⑩の地点までを順次結んだ線及びS①の地点とS⑩の地点を結んだ線によって囲まれた区域

漁港基準点基 2 (北緯44度05分23秒 東経143度55分53秒)

S①の地点 漁港基準点基 2 から方向角312度09分16秒の方向28.80mの地点

S②の地点 S①の地点から方向角308度32度54秒の方向3.21mの地点

S③の地点 S②の地点から方向角38度35分43秒の方向60.98mの地点

S④の地点 S③の地点から方向角128度33分31秒の方向18.59mの地点

S⑤の地点 S④の地点から方向角218度28分04秒の方向2.80mの地点

S⑥の地点 S⑤の地点から方向角309度05分38秒の方向0.41mの地点

S⑦の地点 S⑥の地点から方向角218度39分35秒の方向1.66mの地点

S⑧の地点 S⑦の地点から方向角308度35分36秒の方向13.43mの地点

S⑨の地点 S⑧の地点から方向角218度36分00秒の方向13.45mの地点

S⑩の地点 S⑨の地点から方向角308度29分40秒の方向1.62mの地点

(3) 面 積 282.55㎡

5 埋立地の用途 - 2.0m物揚場

北海道告示第1627号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年 9月25日

北海道知事 堀 達 也

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

北海道土木工事設計積算電算システム運用業務その2 (石狩川流域下水道)

契約期間 平成13年10月1日から平成14年3月31日

2 随意契約の相手方を決定した日

平成13年 9月10日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額

630,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2 第1項第2号地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道建設部公園下水道課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1628号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) 第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成13年 9月25日

北海道知事 堀 達 也

1 住 所 札幌市北区北36条西4丁目1番28号

2 商号又は名称	有限会社 北興産
3 代表者氏名	武井 俊
4 免許証番号	平成9年8月1日 北海道知事 石狩2第6016号
公 報	
北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。 平成13年9月25日 北海道社会貢献賞 市（区）町村名 氏 名 又は 団 体 名 功 績 の 内 容 恵 庭 市 医療法人社団修道会本田病院 高齢者雇用関係功労 釧 路 市 釧路ポートサービス株式会社 同	
北海道空知支庁告示第22号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。 平成13年9月25日 北海道空知支庁長 水 元 秀 彰	
1 意見の聴取を受ける者の住所及び氏名 意見の聴取を受ける者は、許可に係る建築物の敷地の外周から100m以内の居住者、建築物所有者及び土地所有者で、その住所及び氏名は、別紙のとおりである。 （「別紙」は、省略し、その住所及び氏名は、北海道空知支庁経済部建設指導課及び夕張市建設水道部建築課に備え置いて縦覧に供する。） 2 意見の聴取の事由 建築基準法第48条第4項ただし書きの規定により、次の建築物の建築許可をしようとするため 建築主の住所及び氏名 夕張市本町4丁目2 敷 地 の 位 置 夕張市長 中田 鉄治 建 築 物 の 用 途 夕張市平和・1・3、8・2・4・7・8・11、22の各内 工 事 の 種 別 観覧場 新築	

建築物の構造及び階数	鉄筋コンクリート造 地上3階
建 築 面 積	1,243.66㎡
延 べ 面 積	2,223.02㎡
3 意見の聴取の期日	平成13年10月1日（月） 午後1時30分
4 意見の聴取の場所	夕張市本町4丁目2 夕張市民会館 2階 23号室
北海道胆振支庁告示第15号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年9月25日 北海道胆振支庁長 天 谷 直 純 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 勇払郡早来町字富岡202番9 ほか3筆 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 勇払郡早来町栄町109番地の5 高津 昭 3 開発許可年月日及び番号 平成13年8月7日 胆建指第13 - 10号	
胆 札 幌 土 木 現 業 所 告 示 長	
北海道札幌土木現業所告示第11号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成13年9月25日 北海道札幌土木現業所長 西 股 忠 克 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 北海道札幌土木現業所長 西 股 忠 克 ロータリ除雪車（1.5m・100PS（70kw）級）1台（ロータリ除雪車1台と交換） 2 随意契約の相手方を決定した日 平成13年7月18日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社日本除雪機製作所 （1）氏 名 札幌市手稲区稲穂3条6丁目221番地 （2）住 所 4 随意契約に係る契約金額 17,073,000円 5 契約の相手方を決定した手続	

- 随意契約
- 6 随意契約によった理由
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2 第1項第6号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所在地 北海道札幌市中央区南11条西16丁目

北海道札幌土木現業所告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年 9月25日

北海道札幌土木現業所長 西 股 忠 克

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 除雪トラック (10 t 級、6 × 6、S・G・2W) 5台
- (除雪トラック4台及び除雪ドーザー1台と交換)
- (2) 除雪グレーダ (4.3m 級、高速整正形、シャッターブレード付) 1台
- (除雪グレーダ1台と交換)
- (3) 除雪グレーダ (3.7_m 級、2W・シャッターブレード付) 1台
- (除雪グレーダ1台と交換)
- 2 落札を決定した日
- 平成13年 7月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 三井物産マシナリー株式会社
- 住 所 東京都港区新橋6丁目1番11号
- (2)(3)
- 氏 名 北海道キヤタビラー三菱建機販売株式会社
- 住 所 札幌市清田区里塚2条6丁目3番5号
- 4 落札金額
- (1) 145,578,825円
- (2) 28,875,000円
- (3) 24,150,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成13年北海道札幌土木現業所告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所在地 北海道札幌市中央区南11条西16丁目